

札幌市開発許可等審査基準 新旧対照表（第 46 条関連）

現 行	改 正 後
<p>(放流先)</p> <p>第 46 条 令第 26 条第 2 号に規定する「放流先」を公共下水道以外とする場合は、<u>次の基準により設計するものとする。</u></p> <p>(1) <u>雨水は次のいずれかの放流先に接続すること。</u></p> <p>① 河川及び排水路</p> <p>② 道路排水施設</p> <p>③ <u>浸透樹（市街化調整区域における敷地面積がおおむね 500 m²以下の一般住宅等の開発行為で、周囲の地形が平坦であり、かつ、溢水等のおそれがない場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>生活排水は原則として合併処理浄化槽により処理すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>① <u>一般住宅で、周辺に公共下水道がなく、し尿をくみ取りとし、雑排水を浸透樹で処理する場合</u></p> <p>② <u>一般住宅以外で、汚水処理施設を設け、処理水を河川等に放流する場合</u></p>	<p>(放流先)</p> <p>第 46 条 令第 26 条第 2 号に規定する「放流先」を公共下水道以外とする場合は、<u>次のいずれかとすること。ただし、汚水の排水施設については (3) を除く。</u></p> <p>(1) 河川及び排水路</p> <p>(2) 道路排水施設</p> <p>(3) <u>浸透型施設（崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合に限る。）</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（施行日）</u> <u>この審査基準は令和 5 年 7 月 10 日から施行する。</u></p>